

令和元年第3回竹原市議会定例会会議録

令和元年第3回竹原市議会定例会日程

日 程	議案番号	件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名について	
日程第 2	会期の決定について	
日程第 3	報告第 8号	平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
日程第 4	議案第42号	人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
日程第 5	議案第43号	道の駅たけはらの指定管理者の指定について
日程第 6	議案第44号	竹原市立認定こども園設置及び管理条例案
日程第 7	議案第45号	竹原市下水道事業の設置等に関する条例案
日程第 8	議案第46号	竹原市立幼稚園設置及び管理条例の一部を改正する条例案
日程第 9	議案第47号	竹原市立幼稚園設置及び管理条例を廃止する条例案
日程第10	議案第48号	竹原市へき地保育所条例を廃止する条例案
日程第11	議案第49号	竹原市水道事業給水条例の一部を改正する条例案
日程第12	議案第50号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案
日程第13	議案第51号	竹原市印鑑条例の一部を改正する条例案
日程第14	議案第52号	竹原市消防団条例の一部を改正する条例案
日程第15	議案第53号	竹原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
日程第16	議案第56号	令和元年度竹原市一般会計補正予算（第2号）
日程第17	議案第57号	令和元年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第18	議案第58号	令和元年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第19	議案第54号	平成30年度竹原市歳入歳出決算認定について
日程第20	議案第55号	平成30年度竹原市水道事業決算認定について
日程第21	一般質問	

- 日程第 2 2 発議第 1 - 4 号 竹原市議会会議規則の一部を改正する規則案
- 日程第 2 3 発議第 1 - 5 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元
を図るための令和 2 年度政府予算に係る意見書 (案)
- 日程第 2 4 閉会中継続審査 (調査) について (2 常任委員会)

令和元年第3回竹原市議会定例会議事日程 第1号

令和元年9月10日（火） 午前10時開会

会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 報告第 8号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第 4 議案第42号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 日程第 5 議案第43号 道の駅たけはらの指定管理者の指定について
- 日程第 6 議案第44号 竹原市立認定こども園設置及び管理条例案
- 日程第 7 議案第45号 竹原市下水道事業の設置等に関する条例案
- 日程第 8 議案第46号 竹原市立幼稚園設置及び管理条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9 議案第47号 竹原市立幼稚園設置及び管理条例を廃止する条例案
- 日程第10 議案第48号 竹原市へき地保育所条例を廃止する条例案
- 日程第11 議案第49号 竹原市水道事業給水条例の一部を改正する条例案
- 日程第12 議案第50号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第13 議案第51号 竹原市印鑑条例の一部を改正する条例案
- 日程第14 議案第52号 竹原市消防団条例の一部を改正する条例案
- 日程第15 議案第53号 竹原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第16 議案第56号 令和元年度竹原市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第57号 令和元年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第58号 令和元年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第54号 平成30年度竹原市歳入歳出決算認定について
- 日程第20 議案第55号 平成30年度竹原市水道事業決算認定について

令和元年9月10日開会

(令和元年9月10日)

議席順	氏 名	出 欠
1	下 垣 内 和 春	出 席
2	今 田 佳 男	出 席
3	竹 橋 和 彦	出 席
4	山 元 経 穂	出 席
5	高 重 洋 介	出 席
6	堀 越 賢 二	出 席
7	川 本 円	出 席
8	井 上 美 津 子	出 席
9	大 川 弘 雄	出 席
10	道 法 知 江	出 席
11	宮 原 忠 行	出 席
12	吉 田 基	出 席
13	宇 野 武 則	出 席
14	松 本 進	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 住 田 昭 徳

議会事務局係長 矢 口 尚 士

説明のため議場に参加した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	今 榮 敏 彦	出 席
副 市 長	田 所 一 三	出 席
教 育 長	高 田 英 弘	出 席
総 務 企 画 部 長	平 田 康 宏	出 席
地 域 振 興 部 長	桶 本 哲 也	出 席
市 民 生 活 部 長	宮 地 憲 二	出 席
福 祉 部 長	久 重 雅 昭	出 席
建 設 部 長	有 本 圭 司	出 席
教育委員会教育次長	中 川 隆 二	出 席
公 営 企 業 部 長	平 田 康 宏	出 席

午前9時59分 開会

議長（大川弘雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年第3回竹原市議会定例会を開会いたします。

中国新聞、山田記者から、撮影及び録音の許可申請が提出されております。竹原市議会傍聴規則第9条により、議長により許可しておりますので報告いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しているとおりであります。

この際、議長から報告をいたします。

まず、監査委員より令和元年5月から令和元年7月分までの例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、議長において受理いたしております陳情書等につきましては、陳情書等受理状況一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

次に、閉会中における議員派遣の実施の報告であります。

先般、8月30日金曜日、有事に対する議会の対応に関して調査を行う必要性が生じたため、議長において会議規則第167条第1項ただし書きの規定により、堀越副議長を江田島市議会へ派遣しましたので、ここに報告しておきます。

次に、議案の説明員として市長、教育長並びに市長から説明の委任または嘱託を受けた者の出席を地方自治法第121条の規定により求めておりますので、報告いたします。

以上で議長からの報告を終わります。

日程に入るに先立ち、今榮市長から挨拶がありますので、これを許します。

市長。

市長（今榮敏彦君） 令和元年第3回竹原市議会定例会の開会に際しまして、一言御挨拶を申し上げますとともに、市政運営について私の考えの一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様の御理解を賜りたいと存じます。

去る7月6日に、豪雨災害から1年を迎えるに当たり、追悼式を開催いたしました。御遺族や関係機関の皆様の御臨席のもと、復旧・復興に全力で取り組んでいくことを改めて決意したところであります。

さて、4月から新たに総合計画がスタートし、今月末で本年度も上半期を終えることとなりますが、10年後の将来都市像、「元気と笑顔が織り成す 暮らし誇らし、竹原

市。」の実現に向けて推進している施策の取組状況を御報告いたします。

まず、重点テーマである平成30年7月豪雨災害からの早期復旧・復興についてであります。

1点目のくらしの再建につきましては、地域支え合いセンターにおいて被災者に対し、地域のサロン等への参加を働きかけ、被災者の孤立化を防ぐ取組も進めており、引き続き被災者の心と体のサポート支援を行ってまいります。

市内外の多くの皆様から御支援いただいた義援金につきましては、住家が被災した世帯及び被災により亡くなられた方の御遺族に対して7月に第4次義援金を配分いたしました。

また、住宅が全壊または半壊のため、やむを得ず解体した世帯等に支給される被災者生活再建支援金につきましては、解体業者の不足等により、解体工事が滞っている状況にあることから、住宅の被害程度に応じて支給する基礎支援金の申請期間を1年間延長いたしました。このほか、市営住宅に加え、県及び国と連携し、県営住宅や国家公務員宿舎を最長1年無償提供してまいりましたが、被災者の住宅再建の見通しに応じて家屋所有者の入居期間を最長2年に延長いたしました。

引き続き、こうした支援を通して被害を受けられた世帯が一日も早く元の生活を取り戻せるよう、被災者のくらしの再建に取り組んでまいります。

2点目のまちの復旧については、被災により河川水をせきとめる機能を喪失していた新庄町下神田地区の農業用井堰の復旧が完了し、棕原川から周辺の田への安定的な引水が可能となりました。

その他の道路や河川などの公共土木施設に係る復旧工事の着手状況としては、7月末時点で全体件数の約57%であり、引き続き計画的に復旧工事を進めてまいります。

水道施設等については、広島県の賀茂川河川災害復旧工事により、東野水源の取水井に濁水が発生する可能性があることから、現在、高濁度対応ろ過ユニットを設置する工事を実施しております。

引き続き、安全な水を安定供給できるよう、道路、橋梁、河川、護岸の復旧に合わせ、関係機関と連携した本復旧を計画的に進めてまいります。

3点目のそなえの強化につきましては、豪雨災害の教訓を踏まえ、6月に関係機関で構成する竹原市防災会議を開催し、災害予防、災害応急等について必要な対策を定めた地域防災計画を修正いたしました。

この中で改定された避難勧告等の発令，伝達につきましては，先月の台風10号の際に改訂後のマニュアルにより，市内全域に警戒レベル3避難準備・高齢者等避難開始を発令するなど運用開始したところであります。

また，新たに規定された災害廃棄物処理計画に基づく対応につきましては災害時に発生する廃棄物の処理を迅速かつ円滑に実施し，速やかな復旧が図られるよう，現在計画策定を進めております。

引き続き，起こり得る災害の被害を的確に想定し，過去の大規模災害の教訓を踏まえ，発生した被害の最小化及び迅速な回復が図られるよう，絶えず災害対応の改善を図ってまいります。

このほか，7月には新たに株式会社フジと災害時の救助物資の供給や一時避難場所の提供等を取り決めた災害応援協定を締結いたしました。さらに，現在県の自主防災アドバイザーを忠海東町の7自治会に派遣し，自主防災組織による避難の呼びかけ体制づくりを支援する取組を行っているところであり，引き続き，地域の防災リーダーの育成を図り，災害時に地域で助け合う共助の体制を構築してまいります。

次に，将来都市像の実現に向けた取組を加速するため，総合計画の前期の5年間において推進する「たけはら元気プロジェクト」に掲げる2つの重点施策についてであります。

1点目の人々を「呼び込む“ちから”づくり」を推進する事業につきましては，日本遺産の「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」の認定後，認定記念行事を実施するとともに，特別展「北前船と竹原」展を開催しているところであります。今後は小学生を対象とした歴史体験講座を開催するなど，引き続き，関連する文化財を活用した取組を積極的に進めてまいります。

また，観光プロモーション事業につきましては，昨年度から大都市圏を中心にイベントへのブース出展や特産品のPR，販売，積極的な情報発信などを行ってまいりましたが，今年度は訴求力の高いメディアなどの記者を招聘するプレスツアー等も実施しているところであります。

引き続き，こうした取組を通じて，本市の認知度をさらに向上させ，交流人口の拡大を図り，観光消費額の増加につなげてまいります。

次に，2点目の人々を「育てる“ちから”づくり」を推進する事業につきましては，出産後の母親が安心して子育てができるよう，助産所に母子が宿泊し，助産師による子育てのアドバイスや母親の心身の休養を図る宿泊型産後ケア事業を実施してきたところであり

ます。先月からは、新たに市内の助産所を追加し、市民の皆様が身近にこのサービスが受けられるようになっております。

また、10月には産後うつの予防及び育児不安の軽減等を図るため、市内の小児科医院で乳児の健診や母親の育児相談等を行う1カ月乳児健康診査を県内初の取組として実施する予定としております。今後も遠方の施設に出向くことなく、身近な施設で健康診査や育児相談を受けることができる体制を充実させながら、子どもの健やかな成長に資する子育てしやすい環境づくりを推進してまいります。

昨年度から、国の交付金を活用して進めてまいりました学校空調につきましては、6月末に全小中学校及び義務教育学校の普通教室・コンピューター教室への機器設置作業が終了し、7月から稼働をさせているところであります。こうした快適な教室環境の整備により、児童生徒の学校における学習活動がより充実するものと考えております。

また、「学びの変革」推進事業につきましては、広島県の成長、発展を支える人材の育成や子どもの主体的な学びを応援するための広島県への寄附金である広島版「学びの変革」推進寄附金を活用し、東野小学校と竹原西小学校において図書管理システムの導入が完了し、仁賀小学校においても導入作業を進めているところであります。今後も学校図書室の充実を図りながら、想像力や豊かな心を育む児童の読書活動を推進してまいります。

さらに、吉名学園と東野小学校では、プログラミング教材を導入する予定としており、引き続き、この寄附金を活用しながら、変化の激しい社会を生き抜くことのできる資質・能力の育成に取り組んでまいります。

このほか、竹原市行財政経営強化方針に基づくアクションプランの取組を進めているところでありますが、行財政経営強化に当たっては外部の視点を踏まえた取組を進めていくこととし、7月から外部アドバイザー制度を導入いたしました。今後も専門知識を有する外部アドバイザーによる助言及び提言を十分活用しながら、この方針を着実に推進し、政策に反映させてまいります。

こうした重点政策の取組等も踏まえ、本定例会では、「育てる“ちから”づくり」をより一層推進するため、幼児教育・保育無償化に伴う条例改正案や新たに認定こども園を設置運営することに伴う条例案のほか、下水道事業の経営基盤の強化を図ることを目的に地方公営企業法の財務規定等を適用するための条例案、平成30年度決算認定など、合計18件を提案しております。

平成30年度決算においても厳しい財政状況となっておりますが、引き続き財政健全化

計画のもと、事務事業の見直し、公共施設の適正化、人件費の見直しなどによる歳出削減を行うとともに、収入未済額の縮減、公有財産の有効活用、受益者負担金の適正化などによる歳入確保を行い、持続可能な財政構造の確立に向けた取組を推進してまいります。

こうした取組を行いつつ、本市を支える市民や団体など多様な主体との協働のまちづくりを基盤とし、その発想力や知恵、経験などをさらに活用するとともに、国内外に誇れる多くの地域資源を最大限生かして、まちの個性や魅力の創出を図りながら「生まれてよかった、住んでよかった、帰ってきたい、住んでみたい」と思える元気な竹原市の実現に向けて各施策を推進してまいります。

これら議案の詳細につきましては、この後各担当から御説明申し上げますが、議員各位におかれましては何卒慎重に御審議いただいた上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（大川弘雄君） これより日程に入ります。

日程第1

議長（大川弘雄君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において7番川本円議員，8番井上美津子議員を指名いたします。

日程第2

議長（大川弘雄君） 日程第2，会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月30日までの21日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月30日までの21日間と決定いたしました。

日程第3

議長（大川弘雄君） 日程第3，報告第8号平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

提出者の報告を求めます。

総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君）　ただいま議題となりました報告につきまして御説明申し上げます。

議案書及び議案説明書の1ページをお開きください。

報告第8号平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について御説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、本市の健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見をつけて議会へ報告するものであります。

まず、健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、実質収支が黒字であり、比率なしとなっております。実質公債費比率につきましては9.0%となっており、将来負担比率につきましては58.4%となっております。

次に、資金不足比率につきましては、水道事業及び公共下水道事業ともに資金不足額がないため、比率なしとなっております。

なお、これらの比率が早期健全化基準を上回る場合、財政健全化計画の策定や外部監査等が必要となりますが、本市の比率につきましては、いずれもこれを下回っております。どうぞよろしく願いいたします。

議長（大川弘雄君）　報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

14番松本進議員の質疑を許します。

14番（松本　進君）　それでは、発言通告に従って質疑に入ります。

報告第8号は、平成30年度、2018年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についての報告、説明が先ほどありました。

私は、端的に伺いたいのは、この先ほどの報告の結果として竹原市2018年度の決算収支は健全化が保たれているというふうに理解してよいのかどうかを伺いたい。

また、竹原市財政健全化計画との関係はどのようになりますか。この計画の目的と狙いについて伺っておきたいと思います。

議長（大川弘雄君）　答弁願います。

総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） お答えいたします。

平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、毎年度議会に報告をしているものでございます。

この法律は、一部の自治体の著しい財政悪化が明らかになったことがきっかけとなりまして、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応をとることを目的といたしまして平成21年に制定されたものでございます。

今回の報告で申し上げましたとおり、健全化判断比率につきましてはいずれも早期健全化基準を下回っております。しかしながら、この指標は財政の健全性を判断する指標の一部にすぎませんということは御理解いただきたいと思います。

御質問いただきました健全化判断比率と財政健全化計画との関係でございますが、指標のうち、実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては現在、歳入を上回る歳出に対しましてそれを基金の取り崩しによりその差を補填し、対応しておりまして、取り崩せる基金がある間は赤字なしとなるものでございます。

しかしながら、財政健全化計画の目標としております収支の均衡と基金の一定額の残高の確保が達成されず、基金が枯渇することになりますと、実質赤字比率と連結実質赤字比率がともに数値としてあらわれてくることとなっております。

実質公債費比率及び将来負担比率につきましては、標準財政規模に対する起債の比重が数値に大きく左右するものでありまして、健全な財政運営を目指す上で、例えば起債を活用した大型事業の実施などにつきましては今後も適切に判断してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） いいですか。

14番松本進議員。

14番（松本 進君） 私が聞いたのは、こういった財政健全化判断をするということでの指標があつて、早期健全化判断基準、これを上回る場合には財政再建計画をつくったり、監査の云々というのが説明ありました。

ですから、今言われたように早期健全化基準、これよりは下回っておりまして、例えば

実質公債費率でいえば、この数値を見ると基準というのが25だけれども、竹原市の場合は9ですよということで、相当健全化といいますか、状況がよいというふうな判断ができるし、将来負担比率についても判断基準というのは350ということですが、竹原市の場合は58.4ということで相当やっぱりこの数値を見る限りは良好といたらいいか、財務状況は健全なのだなというふうに判断するわけですね。

それで、一つ再質問ですから聞きたいのは、ここには書いてありますようにそういった早期判断基準を上回って、財政が厳しいよという状況になった場合には財政健全化計画をつくってそういういろんな立て直しとかやりなさいよというようなことも書いてあります。

ですから、率直に聞きたいのは、こういった指標としてはまだ良好な数字なのに、竹原市の場合は財政健全化計画をつくるといいますか、その目的なりというのがちょっとあるのではないかということで私も壇上で聞いたのですけれども、そこをもう一度明確にお答えいただければというふうに思います。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 財政健全化計画の話がございまして、議員からお話ございましたのは健全化法に掲げる財政の早期健全化に基づきます財政健全化計画ということございまして、現在、市が本年1月に策定いたしましたのは我々が独自に財政の健全化を図る上で策定いたしましたものでございまして、健全化法に掲げる数値が著しく上がった場合には当然そちらの方で健全化計画の策定の手続に移らなければなりません。現在は議員の方からもお話ございましたが、数値自体は下回っておりますので、この法律に基づく計画の策定には至っておりません。

現在、本年1月に本市の策定いたしました財政健全化計画におきましては、弾力的かつ収支が均衡した持続可能な財政構造を確立するため、様々な取組を進めているものでございます。

本市の財政状況につきましては歳出が歳入を上回り、それを基金の取り崩しによりその差を補填している状況が続いております。また、本年度の決算におきましては経常収支比率が100%を超えまして、財政向上の硬直化が進み、深刻な状況には変わりがないということでございますので、今後も引き続きこの財政健全化の取組は進めていく必要はあるということでございますので御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 最後にしますけれども、経常収支比率というのが大変な硬直化ということがあります。財政の立て直しというのが法に基づくものではないという説明も先ほどありました。

それで、一つは経費の収支、特に歳出の分の削減については私はこれまで見直しについて提言なり申し上げてきましたけれども、一つここで確認しておきたいのはこれまでの公共事業でそれぞれ事業目的や事業効果があります。これをきちっと効果や目的についてきちっと検証して、その検証に基づいて事業効果がこれぐらいあるよと、余りいってないよとか、いろいろな検証について効果を判断する。効果が低ければ事業を抜本的に中止、凍結を含めて見直しを行う。そういったことで収支、特に歳出の削減、経費の見直しを行うよというような考え方でいいのかどうかをちょっと確認したいのと、もう一つは、なかなか先ほど言った財務状況の分がわかりにくいという面で、例えば2点目の質疑として、財務状況の認識の仕方なのですけれども、家計で例えれば収入が突然何らかの事情で落ち込んで、歳出としてどうしても必要な、家計でいえば教育費とか、いろんな家庭の事情によってどうしても必要な経費が、お金が要る。そこは普通でしたらいろんな借金とかやっって対応して乗り切るということをするわけなのですけれども、こういった今の厳しい厳しいという状況の中では法のクリアはしているのだけれども、いろいろ経常収支等を見て家計に例えれば、突然収入が落ち込んで歳出の教育費などのためにお金を借り入れしたい。それもできなくて、率直に言えば自己破産の一步手前なのだよというような認識でいいのかどうか。そこらをちょっと2点目として聞いておきたい。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 健全化の判断比率の話が出まして、議員の方から家計とかに例えられたことがございます。

財政が破綻してはいけないので、この健全化法につきましては財政破綻の防止に向けて実態を把握し、財政の健全化へ再生が必要な場合に迅速に対応することが求められるということからこの法律ができて、その際に財政状況を客観的にあらわしまして、財政の早期健全化や再生の必要判断するための比率ということでございます。

健全化計画の話でございまして、当然、歳出削減の取組、歳入確保の取組ということで進めております。各事業ございまして、当然効果検証を行いまして、効果の薄いものは休止あるいは取りやめということは当然であろうと思っております。

今後の財政健全化に向けましては、目標としまして、繰り返しになりますけど、財政収支の黒字化、また計画最終年度におきます一定額の基金の確保、これを最終目標といたしておりますので、より効果的に計画が進むように今後も取り組んでまいりますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 以上で14番松本進議員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告第8号を終わります。

日程第4

議長（大川弘雄君） 日程第4、議案第42号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） ただいま議題となりました議案につきまして御説明申し上げます。

議案書の3ページ、議案説明書の2ページをお開きください。

議案第42号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、竹原市の区域から選出されております人権擁護委員のうち原田千鳥委員が令和元年12月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員として同氏を引き続き推薦いたしたいと考え、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

原田氏は、平成7年4月から平成17年3月まで竹原市体育指導員を務められ、平成13年4月から平成26年3月までは竹原市立大乘公民館長を務められるなど、常に温かい人間性を基調とした深い理解と愛情を持って、ひたすら住民の福祉の向上のため熱意をもって活躍されており、地域社会の実情に通じ、住民の信望も厚く、人権擁護委員として適任であると考えます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（大川弘雄君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって質疑を終結いたします。

本件は、人事案件のため、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論、採決いたします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5～日程第18

議長（大川弘雄君） 日程第5、議案第43号道の駅たけはらの指定管理者の指定についてから日程第18、議案第58号令和元年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第2号）までの14件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

地域振興部長。

地域振興部長（桶本哲也君） ただいま議題となりました議案のうち、議案第43号につきまして御説明申し上げます。

議案書の5ページ、議案説明書の3ページをお開きください。

議案第43号道の駅たけはらの指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の2、第3項の規定により、道の駅たけはらの指定管理者を指定しようとするものであります。

指定管理者の選定につきましては、公募したところ、2団体から応募があり、道の駅たけはら指定管理者選定審査会においてプレゼンテーションによる審査を行いました。その結果、最も評価の高かった「いいね竹原道の駅コンソーシアム」を適当と認めたことから、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間、道の駅たけはらの指定管理者に指定するため議会の議決を求めるものであります。どうぞよろしく願いいたします。

議長（大川弘雄君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） ただいま議題となりました議案のうち、議案第44号、議案第48号、議案第50号及び議案第53号の4議案につきまして御説明申し上げます。

議案書の7ページ、議案説明書の4ページをお開きください。

議案第44号竹原市立認定こども園設置及び管理条例案について御説明申し上げます。

本案は、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育を一体的に推進するため、令和2年4月から竹原市立竹原西保育所、中通保育所及び竹原西幼稚園を統合し、新たに幼保連携型認定こども園を設置するとともに、竹原保育所及び吉名保育所を保育所型認定こども園へ移行するものであります。

条例の内容につきましては、認定こども園の設置目的とその位置、事業内容、入園資格、利用者負担額、その他必要な事項を定めるものであります。

次に、議案書の19ページ、議案説明書の8ページをお開きください。

議案第48号竹原市へき地保育所条例を廃止する条例案について御説明申し上げます。

本案は、児童数の減少により、現在休所中である田万里保育所及び仁賀保育所を廃止するものであります。廃止となる2所につきましては昭和30年代から40年度にかけて開所され、休所するまでの長きにわたり、本市の幼児保育の推進に寄与し、児童の健全な育成に資するよう運営してまいりました。

このたび、保育教育施設の再整備を進めることとしている中、そのあり方について検討し、施設を廃止するものでありますが、市内の保育所及び認定こども園におきまして引き続き児童の保育を実施し、適切に事業を進めてまいります。

次に、議案書の23ページ、議案説明書の10ページをお開きください。

議案第50号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の一部が改正されたことに伴い、必要な規定を整備するものであります。

改正の内容につきましては、災害援護資金の貸付償還金について支払猶予及び償還免除を可能とするとともに、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給審査に係る合議体を設ける規定を加えるものであります。

次に、議案書の33ページ、議案説明書の13ページをお開きください。

議案第53号竹原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正され、食事の提供に要する費用の徴収、支給認定等に関する基準が改められたことに伴い、必要な規定を整備するものであります。

改正の内容につきましては、食事の提供に要する費用の支払いを受けることができる者を定めるとともに、子ども・子育て支援法第2章第4節に新設された、認可外保育施設等を利用する児童に対する「子育てのための施設等利用給付」と既存の保育所認定こども園等を利用する児童に対する「子どものための教育保育給付」を区別するため、支給認定についての規定を改めるなど、内閣府令で定められた基準と同様の基準を設けることとするものであります。どうぞよろしく願いいたします。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） ただいま議題となりました議案のうち、議案第45号につきまして御説明申し上げます。

議案書の11ページ、議案説明書の5ページをお開きください。

議案第45号竹原市下水道事業の設置等に関する条例案について御説明申し上げます。

本案は、地方公営企業法第2条第3項の規定により、下水道事業に同法の財務規定等を適用するに当たり、必要となる規定を整備するものであります。

条例の内容につきましては、経営、資産等の正確な把握による経営管理の向上を図るため、下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用するとともに、地方公営企業の能率的運営を確保するため、重要な資産の取得及び処分、下水道事業に従事する職員の賠償責任の免除、負担つき寄附または贈与を受けることなどについて特例となる規定を設けるものがあります。どうぞよろしく願いいたします。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（中川隆二君）　ただいま議題となりました議案のうち、議案第46号及び議案第47号の2議案について御説明申し上げます。

議案書の15ページ、議案説明書の6ページをお開きください。

議案第46号竹原市立幼稚園設置及び管理条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法施行令の一部が改正されたことに伴い、竹原市立幼稚園の保育料を無償とするものであります。

改正の内容につきましては、幼稚園の入園料及び保育料を定めた規定を削除するものであります。

次に、議案書の17ページ、議案説明書の7ページをお開きください。

議案第47号竹原市立幼稚園設置及び管理条例を廃止する条例案について御説明申し上げます。

本案は、認定こども園の新設に伴い、統合される竹原市立竹原西幼稚園を廃園するとともに、合わせて現在休園中である竹原市立竹原東幼稚園及び竹原市立大乘幼稚園を廃園とするなど、必要な規定を整備するものであります。

廃園となる3園につきましては、昭和20年代から30年度にかけて開園され、今日までの長きにわたり、本市の幼児教育の発展に寄与し、園児の健全な育成に資するよう運営してまいりました。このたび、保育教育施設の再整備を進めることとしている中、そのあり方について検討し、施設を廃止するものでありますが、今後は新しい認定こども園におきまして引き続きその役割を果たしていけるよう、適切に事業を進めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（大川弘雄君）　総務企画部長兼公営企業部長。

総務企画部長兼公営企業部長（平田康宏君）　ただいま議題となりました議案のうち、議案第49号、議案第52号及び議案第56号から議案第58号までの5議案につきまして御説明申し上げます。

議案書の21ページ、議案説明書の9ページをお開きください。

議案第49号竹原市水道事業給水条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、水道法の一部が改正され、指定給水装置工事事業者制度について5年ごとの更新制が導入されることに伴い、更新手数料を新設するとともに、県内の他市町の状況を勘

案し、新規指定時の手数料を見直すものであります。

改正の内容につきましては、更新に係る事務の対価として更新手数料を新設するとともに、新規指定時の手数料を一本化するものであります。

次に、議案書の31ページ、議案説明書の12ページをお開きください。

議案第52号竹原市消防団条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人等の権利を制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、地方公務員法の一部が改正されたことを踏まえ、消防団員の欠格条項を見直すものであります。

改正の内容につきましては、成年被後見人または被保佐人は消防団員となることができないとする規定を削除するものであります。

次に、補正予算書の1ページ、議案説明書の24ページをお開きください。

議案第56号令和元年度竹原市一般会計補正予算（第2号）について、その概要を御説明申し上げます。

まず、歳出であります。総務費においては、企画調査に要する経費として人口ビジョン策定支援業務委託料150万円、市税過年度償還金等に要する経費として過年度還付金及び加算金360万円、合わせて510万円を追加計上しております。

民生費においては、障害者福祉事務や生活保護事務等に要する経費として平成30年度に受け入れた当該事務に対する特定財源である国県支出金の精算により生じた返還金4,330万3,000円、子ども・子育て支援事業に要する経費として朝ごはん推進モデル事業実施のための修繕料129万6,000円、合わせて4,459万9,000円を追加計上しております。

衛生費においては、健康づくり推進に要する経費として国県支出金返還金19万2,000円を追加計上しております。

農林水産業費においては、農業振興対策に要する経費として農業次世代人材投資資金補助金150万円、緊急自然災害防止対策に要する経費として測量設計委託料2,000万円、合わせて2,150万円を追加計上しております。

土木費においては、緊急自然災害防止対策に要する経費として測量設計委託料2,000万円、新設改良工事3,000万円、合わせて5,000万円を追加計上しております。

教育費においては、学校運営に要する経費として部活動指導員に係る講師報償60万1,000円、文化財保存事業に要する経費として町並み保存助成金40万円、合わせて100万1,000円を追加計上しております。

これに対し、歳入であります。歳出に係る特定財源として国庫支出金20万円、県支出金325万2,000円、市債7,000万円を追加計上するとともに、一般財源として財政調整基金繰入金681万9,000円を減額計上し、前年度繰越金5,575万9,000円を追加計上し、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ1億2,239万2,000円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ136億1,182万円とするものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。

災害復旧費の平成30年公共土木施設災害復旧事業に関しましては、必要とする工期を確保するため繰り越すものであります。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。

道の駅たけはら指定管理料に関しましては、当該施設の管理に係る管理期間及び限度額を定めるものであります。

次に、補正予算書の31ページ、議案説明書の26ページをお開きください。

議案第57号令和元年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、その概要を御説明申し上げます。

まず、歳出であります。諸支出金において療養給付費等精算に伴う返還金に要する経費として過年度返還金112万9,000円を追加計上しております。

これに対し、歳入であります。国民健康保険財政調整基金繰入金46万9,000円、前年度繰越金66万円を追加計上し、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ112万9,000円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ33億1,153万4,000円とするものであります。

次に、補正予算書の43ページ、議案説明書の27ページをお開きください。

議案第58号令和元年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、その概要を御説明申し上げます。

まず歳出であります。基金積立金においては、基金管理に要する経費として介護給付費準備基金積立金626万1,000円を追加計上しております。

諸支出金においては、介護給付費交付金等の返還に要する経費として過年度返還金1,

406万5,000円を追加計上しております。

これに対し、歳入であります。前年度繰越金2,032万6,000円を追加計上し、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ2,032万6,000円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ33億9,690万1,000円とするものであります。どうぞよろしく願います。

議長（大川弘雄君） 市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） ただいま議題となりました議案のうち、議案第51号につきまして、御説明を申し上げます。

議案書の27ページ、議案説明書の11ページをお開きください。

議案第51号竹原市印鑑条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、住民基本台帳法施行令の一部が改正され、氏に変更があった日本人住民に係る旧氏について住民票への記載が可能となること等に伴い、必要な規定を整備するものであります。

改正の内容につきましては、登録が可能な印鑑として旧氏であらわしたものを追加するほか、住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては、当該旧氏を印鑑登録原票に登録する事項及び印鑑登録証明書に記載する事項に追加するなど、印鑑の登録に係る事務について必要な規定を整備するものであります。どうぞよろしく願います。

議長（大川弘雄君） 説明が終わりました。

ただいま議題となっております14件につきましては、これより一括質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

14番松本進議員の質疑を許します。

14番（松本 進君） 私は、先ほど提案がありました14件のうち、5議案の質疑を行いたいと思います。

まず、第1番目には、議案第43号道の駅たけはらの指定管理者の指定についてです。

公募2団体の選定審査におけるプレゼンテーション、企画、立案等の内容はどのようなものでしょうか。また、赤字収支の改善見通しをどのように判断されていますか。参考に道の駅たけはら決算では2015年度から大幅な赤字収支であります。これを踏まえた答弁を求めておきたいと思います。

2点目は、議案第44号竹原市立認定こども園設置及び管理条例案についてでありま

す。

3カ所の公共施設、竹原西保育所、中通保育所、竹原西幼稚園を統合する最大の目的はどこにあるでしょうか。それと、公共施設の統廃合に伴う保護者、地域住民の要望や地域振興策はどのようにされておりますか、伺います。

3点目に、議案第45号竹原市下水道事業の設置等に関する条例案についてです。

この条例制定に関して、地方公営企業法第3条経営の基本原則及び同第17条の2、経費負担の原則について市長の認識はどうでしょうか。特に分担金及び使用料等の収益の担保についてはどのようにお考えですか。

4点目に、議案第48号竹原市へき地保育所条例を廃止する条例案。

この条例案は、2カ所の保育所、休所中、これを廃止する提案です。公共施設が地域に果たす役割は施設の目的以外にも地域振興の大きな役割があると考えています。この間、地域住民の要望や市提案の地域振興策はどのようにされてきたでしょうか。議案第47号にも同じような廃止の条例もありますので、御答弁をしていただければと思います。

第5点目には、議案第53号竹原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてです。

10月から実施される3歳から5歳児の幼児教育、保育の無償化に伴う食事の提供に要する費用の徴収基準と市内の各施設の運営費の影響額、そして市の対応についてどのようになりますか、伺います。

認可外保育施設等と既存の保育所、認定保育所等との給付の区分とはどういうことでしょうか。また、保育の質を確保する市の対策はどのようにされますか。伺っておきたいと思います。

議長（大川弘雄君） 順次答弁願います。

地域振興部長。

地域振興部長（桶本哲也君） それでは、議案第43号道の駅たけはらの指定管理者の指定についての御質問にお答えをいたします。

道の駅たけはらにつきましては、令和2年3月31日をもって指定管理者の指定期間が終了いたしますので、このたび指定管理者を公募いたしましたところ、2事業者から申請がありまして、書類審査による1次審査及びプレゼンテーションによる2次審査を行いました結果、最も評価の高かった「いいね竹原道の駅コンソーシアム」を指定管理者として指定しようというものでございます。

事業者からの提案内容という御質問でございますが、まず、売店につきましては生産者と連携し、生鮮品の充実、信頼性の確保を図り、生産者の顔の見える商品展開とインターネット販売による販路拡大を行うこと。次にレストランにつきましては地元産の食材をメインに利用し、魚飯などの地元料理、旬にこだわった季節感を演出するなど、オリジナルメニューを開発、販売すること。その他、道の駅に人が集い、道の駅が情報発信の場となるよう、イベントの実施やホームページ、SNSを使った情報発信を行うこと、これらの提案がございました。

また、赤字収支の改善見通しでございますが、公募の際には平成26年度から平成30年度までの決算状況やレジ通過者数等を附属資料として示しておりまして、事業者はこれらを踏まえ、地元の食、製品の付加価値を上げ、収益の向上を図るとともに施設管理経費の節減に努め、収支計画として黒字を見通して提案されており、これら提案のあった事業計画を着実に実行されればより効率的、効果的かつ安定的な運営が達成できるというふうに判断いたしましたものでございます。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） それでは、議案第44号と議案第48号と議案第53号の質問についてお答えします。

まず、議案第44号の統合する目的でございますけども、今回の新こども園の整備は竹原市就学前教育・保育に関する基本方針に基づきまして、共働き家庭の増加など、保護者の多様化する教育・保育ニーズに対応し、認定こども園を整備することといたしましたが、施設の老朽化等も多く、児童数が減少しているといったことも踏まえて3施設を統合し、新しいこども園を整備することといたしております。これにつきましては各施設、保護者をはじめ、地元自治会関係者に説明会など行い、理解を得ながら進めているところでございます。

次の統合に伴う保護者の要望、地域振興策でございますけども、土地利用など地域振興策につきましては今後も地域の意向を含め、様々な観点から検討を行い、適切な対応をしてみたいというふうに考えております。

続きまして、議案第48号について、保育所の廃止でございますけども、これにつきましては仁賀保育所につきましては仁賀小学校との複合施設のため、休所中、これは平成11年4月から休所でございますけども、休所中は小学校の教室や倉庫等として使用されて

いたといった状況でございます。田万里保育所につきましては平成14年4月から休所になりまして、地域から使用申請を受け、地域の活動の場、これはふれあいサロンなどでございますけれども、そういった活動の場として使用されているといった現状でございます。

休所している保育所それぞれ、地域等において使用されている実態はありますけれども、こういった状況も踏まえて、今後地域からの要望も含め、様々な観点から検討を行い、適切な対応していきたいというふうに思っております。

続きまして、議案第53号でございますけれども、まず1点目の食事の提供に要する費用の徴収基準と市内の各施設の運営費の影響額と市の対応でございますけれども、これにつきましては食事の提供に要する費用、これは副食費になりますけれども、この費用についてはこれまでは保育料に含む形で保護者から徴収をしておりました。

今回の幼児教育保育無償化に伴い、無償化対象者については保育料部分を徴収しなくなるため、副食費部分が残ります。副食費として保護者から徴収するといったこととなります。

それで、各施設はそれぞれにおいて副食費を設定することになりますけれども、副食費について国の基準額が定められております。この国の基準額は、これまでも今後も変更はないということから、収支としては影響がないというふうに考えております。

また、副食費の免除部分でございますけれども、免除によって施設の収入が減ることについては国による子ども・子育て臨時交付金等で財源措置されるということとなっております。

2点目の認可外保育施設等と既存の保育所等との給付の区分ということでございますけれども、認可外保育施設等に係る給付は子育てのための施設等利用給付といたしまして、今回の子ども・子育て支援法の改正により新設されております。当該支給認定を受けた児童が認可外保育施設や一時預かり事業、また病児保育事業などを利用した際に上限額の範囲において市がその利用額を給付するといったものでございます。

また、既存の保育所等に係る給付につきましては子どものための教育保育給付といたしまして、認定こども園や保育所等を利用する際、その費用を施設が代理受領する形で給付をするということになっております。

3点目の保育の質の確保ということでございますけれども、保育施設等での児童及びその保護者が安心して安全な保育を受けるためには保育の質の確保の取組が欠かせないというふうに考えております。今後におきましても、保育施設等への適切な監査及び指導を行うことで保育の質の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） それでは、私の方から議案第45号竹原市下水道事業の設置等に関する条例案について2点ほど御質問がございました。

まず、地方公営企業法第3条及び同法第17条の2に記載されています、条例の認識についてお答えします。

国、総務省からの平成27年1月に、都道府県知事を通じまして各市町村に要請されておりますが、今回本市において下水道事業が特別会計から公営企業会計へ移行する理由といたしましては、人口減少に伴う料金収入の減少が見込まれる一方で、施設、管路等の老朽化に伴う更新投資が増大し、国、地方を通じた財政状況といった社会状況の中で安定した経営を確保するために公営企業の適用をすることとされております。

法第3条にあります経営の基本原則及び同法17条の2にあります経費負担の原則がありますが、公営企業は料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としながら、住民に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たしており、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉を増進していくものであります。

こうした中で、引き続き公営企業として事業を行う場合には、自から経営等についての確な把握を行った上で中・長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組、徹底した効率化あるいは経営健全化を行うことが必要であると認識いたしております。

次に、2点目の分担金及び使用料等の収益の担保についてですが、今後におきましても下水道の面的整備を進める中でその進捗状況に応じて受益者負担、区域内の場合や分担金、区域外での場合の徴収を適切に行うこと、また、下水道使用料につきましては面的整備後の下水道管と各戸の接続の向上を図ることによりまして使用料を徴収し、合わせて未収金については回収努力を図ることなど、これらの取組より下水道事業の収益性の担保の確保に努めてまいります。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 御答弁がありましたので、確認を含めて再質問をしたいと思っておりますのは、議案第43号については先ほど部長の方から収益の向上とか、経費の節減ということも見通しが判断されて黒字というふうな見通しだという御答弁ではなかったかと思うのですね。

私が、ちょっとそういった今度新しい指定管理者になるわけですから、是非そういったことは期待したいと思うのですが、一つ申し上げておきたいのは、現実に決算資料を見ますと2015年度から赤字が続いているということで750万円から1,000万円近い、そういった赤字がこの15, 16, 17年度決算ではあります。

ですから、こういったところの収支を改善するということの見通しでしょうから、端的に言えば、こういった750万円から1,000万円近くの赤字が出たけれども、先ほどの説明の中で収益の改善とか、経費の節減でこういったところは黒字の見通しだということも確認だけしておきたいというふうに思います。

それから、次は議案第44号、保育所等の統廃合の問題で、先ほど説明があったのは要するに老朽化とか、児童の減少等によってコストがかかる。こういった目的がやっぱり大きく、統廃合の目的だというふうに説明があったのではないかと思うのですね。

そこで、ここで分かればなのですが、こういった統廃合によって保育士とか、いろんな施設の維持管理とか、そういった維持管理や人件費が変わってくるわけですから、大ざっぱでもいいのですが、統合によってこれだけコスト削減になるよというのが分かればちょっと再度お聞きしたいのと、それから地元の関係の要望と地域振興という面では私が次の議案第48号にも関わりますけれども、公の果たす役割というのはそういう設置目的に大きな役割がありますけれども、特にここで聞いたかったのは目的以外にもその地域での、ぎっくりな言い方をすればにぎわいといいますか、地域の方々の触れ合いを通じたにぎわい等に大きな公共施設の役割があるという面で、仮にそういった統合とかいろんな廃止とか行う場合には少なくとも地域のそういったにぎわいに替わるような案なりを提示して、それは一朝一夕にはできませんけれども、こういった提案して市民の協力のもとに盛り上げていくということが必要ではないかなと思ったのですが、先ほど、議案第48号ではふれあい館の利用等々若干説明がありましたけれども、具体的に市としては公の施設があった、それを統廃合する、それにかわるような提案があったのかどうかをちょっと確認しておきたいというふうに思います。

それから、議案第53号の無償化に関わることですけれども、給食費、特に副食費の負担がいろいろ無償化に伴って変更されるということで、ちょっと県内を独自で調べますと、法律が、基準がいろいろ整理されて、保護者からは副食費の負担をとるよと、徴収できるよということの説明でしょうけれども、県内で見ると府中市とか、庄原、安芸高田市、三次市、神石高原町、大崎上島町、安芸太田町、江田島、北広島町では一部なのですが

も、江田島、北広島町を除く先ほど申し上げた7つの市町は副食費についても無料、市が負担でやっているわけですね。

ですから、この際、無償化というその大切なことが実施されるわけですから、無償化した場合、副食費を無償化した場合の財政措置がどのぐらいかかるのかということと、後は先ほど申し上げた県内でもこれだけの市町が無償化をしていると、市の負担でやっているということについて私は検討する余地があるのではないかと思いますので、その点についてお答え願えればというふうに思っています。

それから、議案第45号の公共下水道のこと、事務がかわることについてのお尋ねなのですが、聞きたい内容というのは今の現時点の負担金や使用料での収益ということがあって、まだ始めてこのエリアが契約件数が少ないですから、負担料とか、使用料の収益が極めて少ないという状況があって、18年度決算の資料を見ると、約8億4,000万円ぐらいの事業を行う分の収入はどうするかという面では先ほど申し上げたような分担金、負担金の割合というのは極めて低い。10%弱、分担金と使用料の収益の割合、8億4,000万円の事業を行うための収益をどうするかという面では今の現実には10%弱の分担金、使用料しかありません。

ですから、普通、企業の経済性、収益と収入、企業内で賄うということが企業経営の原則ですけども、明らかにこういった収益だけでは先ほど申し上げた分担金、負担金等の収益だけでは企業そのものは成り立たないというのは誰が見ても明らかだと思うのですね。

それで、お尋ねしたいのは先ほど申し上げたような経費の負担の原則、地方公営企業法の13条の2のところにごっくり言えばそういった……。

議長（大川弘雄君） 松本議員、もう少し簡潔にお願いできますか。

それと市長に聞いてください。

14番松本進議員。

14番（松本 進君） 質問自体は、その企業経営で収益で頑張ったとしても歳出の方の収入支出の採算が合わないよということですので、その際には17条の3に補助というのがあります。特別の事情があって必要を認めた時は一般会計からそこに補填できますよということがありますから、質問の説明がちょっと長くなりましたが、質問のここの要点というのはその収支が明らかに使用料負担金だけでは合わないと。収入と今度は事業を行う歳出のお金が合わないということでは、17条の3にあるような特別の事情によって一般

会計から補填できるというような認識でいいのかどうかの確認を求めていると思います。

議長（大川弘雄君） 議案の部分で答弁をお願いします。

地域振興部長。

地域振興部長（桶本哲也君） 議案第43号道の駅たけはらの指定管理者の指定の御質問でございます。

その赤字収支の改善見通しの御質問でございますが、先ほども申し上げましたとおり、道の駅に人が集い、道の駅が情報発信の場となるよう、情報発信の取組を行うこと、また竹原らしい商品構成や竹原ならではのグルメなど、地元の産品や食の付加価値を上げ、収益の向上を図るとともに、人件費を含めた施設管理費の節減に努め、効率的な運営を行うことにより黒字化を目指すというふうにされておりますので、提案があった事業計画を着実に実行されれば安定的な運営ができるというふうに判断しているものでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（大川弘雄君） 福祉部長。

同じ答弁であれば同じでいいですからね。

福祉部長（久重雅昭君） 議案第44号と議案第53号についてお答えします。

まず、統合の目的でございますけども、これも先ほども言いましたように保護者の多様化する保護者のニーズに対応して、就学前教育、保育の充実を図ることが一番の目的でございます。また、安心・安全の施設をつくるといったことも目的でございますので、老朽化といったこともございますけども、そういった就学前施設・教育の充実といったところが目的でございますので、削減するコストについては現時点では算定をしておりません。

跡地利用、地域振興策については、先ほどの答弁と同じでございます。

それと、議案第53号の副食費の無償化でございますけども、現時点での試算では無償化にした場合、約2,000万円ほど財源が必要になるといった、これは概算でございますけども、こういった試算をしております。

そういった財源の問題もございますので、今後は検討課題ということもございますけども、当面基準どおり副食費については基準どおりにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（大川弘雄君） いいですか。

建設部長。

建設部長（有本圭司君） それでは、私の方から議案第45号の再質問、収益の担保、それから一般会計の繰入金に関する御質問でございますが、公営企業につきましてはその事業経営において独自採算性が原則であります。公共下水道事業につきましては一部の一般行政的な性格を持つ事業などについて、その費用を賄うことが適当でないことから、一般会計において負担することとされております。

主に下水道事業における経費の負担につきましては、雨水公費・汚水私費の原則が基本にあります。汚水についても公共用水域の汚濁防止及び公衆衛生等の行政目的を達成するために必要な限度において公費負担が認められておまして、その経費の負担区分につきましては総務省からの通知によります地方公営企業繰出金についてそれに基づきまして一般会計から下水道事業特別会計への繰り出しを行っているところでございます。

私からは以上です。

議長（大川弘雄君） まだありますか。

（14番松本 進君「もう一回ある」と呼ぶ）

議長（大川弘雄君） 簡潔に、議案の部分でお願いします。個人の意見はいいですから。

14番松本進議員。

14番（松本 進君） 今提案に対する質疑ですから、御答弁いただきたいと思うのは今の議案第45号についても私が言ったのは歳入の今の現状はこうですと。そして、歳出の事業はこれだけお金かかっていますと。それに対して、本来公益企業は独立採算制原則だけれども、そういう歳入の10%余りの使用料だけではとてもではないが足りないよ。しかし、必要な事業を行わなくてはいけない。

その際に、公営企業法の補助、13条の3、これは適用できるのかということをおし上げたのですから、適用できるかどうか、ないのかどうかを竹原市の公営企業法、今度は適用されるという提案に当たっての質問ですから、そこだけは肝心な点なのでお答え願いたい。

それから、議案第53号についての副食費の関係で財源が2,000万円必要だということが言われました。先ほど、県内の7市町の、お金が要るのしょうけど無償化ということも紹介されたわけですから、本来この無償の幼・保一元化、その無償の原則ということから見れば、少なくとも保護者の負担を軽減するというを、今こういった措置をと

るべきではないかという面で、これは是非2, 000万円の財源がいるのか知りませんが、この副食費の無料化ということはやっぱり早期に実行すべきだというふうに思いますし、その答弁がもう少し丁寧にいただければ。

それと、是非そこは最後に市長の分で私は気になるのは、議案第44号とか統合に伴うコストですよね。その老朽化とか、人件費とか、そういった維持費の減ということになるわけでしょうから、今先ほど報告、財政の健全化問題がありましたけれども、そういった点からもきちっと提案について老朽化維持費、そういった削減なんかどうなるのかということは把握すべきではないかなと思いますけれども、今の部長答弁では答弁ができないという状態があるわけですね。そこはちょっと一言市長だけ、財政の状況の問題について私は課題があると思いますのでお答えいただければと。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） それでは、私の方から公営企業法の適用という御質問ございますけど、本件につきましては、下水道使用料につきましては面的整備後の下水道事業と各戸への接続の向上を図って使用料を徴収して、合わせて未収金については回収努力に努めるなど、これらの取組によって下水道事業の収益性の確保に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（大川弘雄君） 福祉部長。

福祉部長（久重雅昭君） まず、統廃合に関わる削減の関係でございますけども、今現在、準備の方を優先して進めておりますので、今後、そういったどのぐらい削減になるのかといったことについても把握していきたいというふうに思っております。

副食費の負担軽減についてでございますけども、これについては他市町ではそういった無料化の事例等もございます。そういったことも参考にしながら、こういった財源確保ができるのかといったことも検討しながら、今後調査研究してまいりたいというふうに思っております。

議長（大川弘雄君） 以上で14番松本進議員の質疑を終結いたします。

この後、専門的な所管の常任委員会に移りますので、詳細は是非その方で審査していただきたいと思っております。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって一括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第43号道の駅たけはらの指定管理者の指定についてから議案第58号令和元年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第2号）までの14件につきましてはお手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。よろしく願いいたします。

日程第19・日程第20

議長（大川弘雄君） 日程第19，議案第54号平成30年度竹原市歳入歳出決算認定について及び日程第20，議案第55号平成30年度竹原市水道事業決算認定についての2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務企画部長兼公営企業部長。

総務企画部長兼公営企業部長（平田康宏君） ただいま議題となりました議案第54号及び議案第55号の2事案につきまして御説明申し上げます。

議案書の43ページ，議案説明書の14ページをお開きください。

議案第54号平成30年度の竹原市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算については、地方自治法第233条第2項の規定により、監査委員の審査に付したところ、令和元年8月20日付けをもちまして審査意見書を提出していただきましたので、同条第3項の規定により議会の認定に付するものであります。

以下、各会計の決算の概要を御説明いたします。

一般会計決算から御説明いたします。

まず、歳入につきましては、予算現額176億6,620万1,000円に対し、決算額は144億4,353万円となっておりますが、25億9,335万4,000円について繰越明許費等の特定財源として翌年度へ繰り越しておりますので、これを予算現額から差し引いた後の執行率は95.8%になります。

この歳入決算における科目別の主なものの概要であります。市税につきましては予算現額37億8,119万3,000円に対し、決算額は38億810万8,000円となり、予算現額に対し、100.7%の収入率となっております。

また、調定額39億5,747万4,000円に対する収納率は96.2%であり、なお多額の収入未済額がありますので、今後とも収納率の向上に努めてまいります。

地方交付税につきましては、予算現額27億8,041万4,000円に対し、決算額

は29億5,237万6,000円となっております。

普通交付税の決算額につきましては、21億6,441万4,000円、特別交付税の決算額につきましては7億8,796万2,000円となっております。

前年度と比較すると、普通交付税は2,045万2,000円の増、特別交付税は3億6,741万2,000円の増となっております。

分担金及び負担金につきましては、予算現額1億6,652万3,000円に対し、決算額は1億3,273万6,000円となっておりますが、113万8,000円について繰越明許費の特定財源として翌年度へ繰り越しております。

また、調定額1億3,527万1,000円に対する収納率は98.1%で、収入未済額は253万5,000円となっております。その主なものは保育所負担金であり、今後とも収納率の向上に努めてまいります。

使用料及び手数料につきましては、予算現額1億1,736万2,000円に対し、決算額は1億863万4,000円となっております。

また、調定額1億2,869万5,000円に対する収納率は84.4%で、収入未済額は2,006万1,000円となっております。その主なものは住宅使用料であり、今後とも収納率の向上に努めてまいります。

国庫支出金につきましては、予算現額33億8,723万円に対し、決算額は22億9,531万5,000円となっておりますが、7億3,018万9,000円について繰越明許費の特定財源として翌年度へ繰り越しておりますので、予算現額と決算額の差は3億6,172万6,000円になります。

県支出金につきましては、予算現額17億9,124万1,000円に対し、決算額は15億8,101万9,000円となっておりますが、2億1,262万7,000円について繰越明許費の特定財源として翌年度へ繰り越しておりますので、決算額が予算現額より240万5,000円の増となります。

繰入金につきましては、予算現額6億219万8,000円に対し、決算額は2億8,921万7,000円となっております。これは財政調整基金1億9,000万円を繰り入れたことなどによるものであります。

市債につきましては、予算現額36億2,361万5,000円に対し、決算額は18億9,861万5,000円となっておりますが、16億4,940万円について繰越明許費等の特定財源として翌年度へ繰り越しておりますので、予算額と決算額の差が7,5

60万円になります。

次に、歳出であります。予算現額176億6,620万1,000円に対し、決算額は141億4,649万9,000円となっております。予算現額のうち、27億5,841万8,000円を繰越明許費等として翌年度へ繰り越しておりますので、これを予算現額から差し引いた後の執行率は94.9%になります。

この歳出決算の科目別不用額500万円以上の費目について、その概要を御説明いたします。

議会費につきましては、予算現額1億5,551万5,000円に対し、決算額は1億4,734万8,000円となり、不用額は816万7,000円であります。これは職員手当等186万9,000円、市政調査活動交付金等の負担金補助及び交付金283万7,000円の減が主なものであります。

総務費につきましては、予算現額14億8,131万1,000円に対し、決算額は14億4,963万7,000円となり、不用額は3,167万4,000円であります。これは一般管理費において、給料201万1,000円、共済費282万円、財産管理費において工事請負費207万9,000円の減が主なものであります。

民生費につきましては、予算現額58億1,011万1,000円に対し、決算額は53億6,767万3,000円となり、翌年度へ1億5,614万4,000円を繰り越しておりますので、不用額は2億8,629万4,000円であります。これは障害者福祉費において障害福祉サービス給付費などの扶助費2,086万7,000円、老人福祉費において介護保険特別会計への繰出金2,129万5,000円、生活保護費において扶助費5,396万8,000円、災害救助費において災害廃棄物処理業務委託料などの委託料1億1,498万8,000円の減が主なものであります。

衛生費につきましては、予算現額8億6,405万5,000円に対し、決算額は8億3,981万9,000円となり、不用額は2,423万6,000円であります。これは予防費において予防接種委託料303万9,000円、塵芥処理費において広島中央環境衛生組合負担金632万5,000円の減が主なものであります。

労働費につきましては、予算現額4,218万7,000円に対し、決算額は4,191万7,000円となり、不用額は27万円であります。

農林水産業費につきましては、予算現額7億9,775万1,000円に対し、決算額は7億6,399万円となり、不用額は3,376万1,000円であります。これは農

業振興費において郷土産業振興館に係る施設運営等委託料などの委託料2,315万8,000円の減が主なものであります。

商工費につきましては、予算現額4億6,390万5,000円に対し、決算額は4億2,160万4,000円となり、不用額は4,230万1,000円であります。これは商工業振興費において中小企業融資制度預託金の貸付金3,490万9,000円の減が主なものであります。

土木費につきましては、予算現額20億9,403万7,000円に対し、決算額は12億6,049万円となり、翌年度へ6億7,793万1,000円を繰り越しておりますので、不用額は1億5,561万7,000円であります。これは港湾建設費において県営港湾整備事業負担金912万円、都市計画総務費においてまちづくりコーディネート支援委託料などの委託料1,503万7,000円、都市再生整備計画費において公有財産購入費6,310万円、急傾斜地崩壊対策費において県営急傾斜地崩壊対策事業負担金など977万4,000円の減が主なものであります。

消防費につきましては、予算現額5億4,897万4,000円に対し、決算額は5億3,108万5,000円となり、翌年度へ500万円を繰り越しておりますので、不用額は1,288万9,000円であります。これは常備消防費において常備消防委託料852万1,000円の減が主なものであります。

教育費につきましては、予算現額12億4,941万円に対し、決算額は8億1,945万8,000円となり、翌年度へ3億9,751万4,000円を繰り越しておりますので、不用額は3,243万8,000円であります。これは中学校費の学校管理費において需要費219万2,000円、教育振興費において就学援助費などの扶助費172万4,000円、社会教育総務費において職員手当等161万3,000円の減が主なものであります。

災害復旧費につきましては、予算現額30億8,850万3,000円に対し、決算額は14億4,161万5,000円となり、翌年度へ15億2,182万9,000円を繰り越しておりますので、不用額は1億2,505万9,000円であります。これは公共土木施設災害復旧費において職員手当等4,945万4,000円、工事請負費4,531万3,000円、農林水産施設災害復旧費において委託料1,611万7,000円の減が主なものであります。

公債費につきましては、予算現額10億6,237万5,000円に対し、決算額は1

0億6,186万3,000円となり、51万2,000円の不用額であります。

以上により、歳入歳出差し引き額は2億9,703万1,000円となり、このうち1億6,506万4,000円を翌年度に繰り越すべき財源といたしておりますので、実質収支は1億3,196万7,000円となります。

なお、地方自治法233条の2の規定により、実質収支1億3,196万7,000円のうち、7,620万7,000円を基金へ繰り入れております。

次に、国民健康保険特別会計について御説明いたします。

歳入につきましては、予算現額34億3,836万円に対し、決算額は33億6,288万5,000円となり、7,547万5,000円の減となっております。

国民健康保険税の収納状況につきましては、調定額6億2,486万8,000円に対し、決算額が4億9,551万3,000円となり、収納率は79.3%で、収入未済額は1億564万8,000円となっております。国民健康保険税が保険給付の主要な財源になることを踏まえ、今後も保険財政安定化のため収納率の向上に努めてまいります。

歳出につきましては、予算現額34億3,836万円に対し、決算額は33億6,156万2,000円となり、執行率は97.8%で、不用額は7,679万8,000円あります。これは一般被保険者の療養給付費が見込みより減となったことに伴う負担金5,692万円の減が主なものであります。

以上により、実質収支は132万3,000円となります。

なお、地方自治法第233条の2の規定により、実質収支132万3,000円のうち、66万1,000円を基金へ繰り入れております。

次に、貸付資金特別会計について御説明いたします。

歳入につきましては、予算現額1,044万円に対し、決算額は864万1,000円となり、179万9,000円の減となっております。そのうち、貸付金元利収入につきましては調定額4,655万4,000円に対し、決算額が864万1,000円となり、収入未済額は3,791万2,000円となっております。今後とも収納率の向上に努めてまいります。

歳出につきましては、予算現額1,044万円に対し、決算額は864万1,000円となり、執行率は82.8%で、不用額は179万9,000円あります。

以上により、歳入歳出同額の決算となります。

次に、港湾事業特別会計について御説明いたします。

歳入につきましては、予算現額4,723万1,000円に対し、決算額は4,979万1,000円となり、256万円の増となっております。

歳出につきましては、予算現額4,723万1,000円に対し、決算額は2,934万5,000円となり、執行率は62.1%で、不用額は1,788万6,000円であります。

以上により、実質収支は2,044万6,000円となります。

次に、公共下水道事業特別会計について御説明いたします。

歳入につきましては、予算現額9億5,812万2,000円に対し、決算額は8億3,992万5,000円となっておりますが、国庫支出金4,850万円、市債6,670万円について繰越明許費の特定財源として翌年度へ繰り越しておりますので、予算額との差は299万7,000円になります。

下水道受益者分担金及び負担金の収納状況につきましては、調定額1,393万1,000円に対し、決算額が1,363万7,000円となり、収納率は97.9%で収入未済額は29万5,000円となっております。

また、下水道使用料の収納状況につきましては、調定額7,094万6,000円に対し、決算額が6,908万6,000円となり、収納率は97.4%で収入未済額は185万9,000円となっております。

歳出につきましては、予算現額9億5,812万2,000円に対し、決算額は8億3,992万5,000円となり、翌年度へ1億1,520万円を繰り越しておりますので、執行率は99.6%で、不用額は299万7,000円であります。

以上により、歳入歳出同額の決算となります。

次に、公共用地先行取得事業特別会計について御説明いたします。

本会計につきましては、公共用地の先行取得を必要とする事態を生じた場合に対応するためのものでありますが、平成30年度においてはそのような事態が生じなかったため活用しなかったものであります。

次に、介護保険特別会計について御説明いたします。

歳入につきましては、予算現額34億1,419万9,000円に対し、決算額は33億1,184万9,000円となり、1億235万円の減となっております。

介護保険料の収納状況につきましては、調定額7億562万3,000円に対し、決算額が6億9,630万6,000円となり、収納率は98.7%で、収入未済額は663

万5,000円となっております。介護保険料は保険給付の財源の一部となるものであり、被保険者間における公平負担の観点からも収納率の向上に努めてまいります。

歳出につきましては、予算現額34億1,419万9,000円に対し、決算額は32億7,119万4,000円となり、執行率は95.8%で、不用額は1億4,300万5,000円であります。これは居宅、または施設などの介護サービス給付費等に係る負担金1億295万1,000円、特定入所者介護サービス等費に係る負担金773万2,000円の減が主なものであります。

以上により、実質収支は4,065万5,000円となります。

なお、地方自治法第233条の2の規定により、実質収支4,065万5,000円のうち2,032万7,000円を基金へ繰り入れております。

次に、後期高齢者医療特別会計について御説明いたします。

歳入につきましては、予算現額4億8,205万円に対し、決算額は4億7,400万7,000円となり、804万3,000円の減となっております。

後期高齢者医療保険料の収納状況につきましては、調定額3億2,487万5,000円に対し、決算額が3億2,206万円となり、収納率は99.1%で、収入未済額は231万3,000円となっております。後期高齢者医療保険料は保険給付の財源の一部となるものであり、被保険者間における公平負担の観点からも収納率の向上に努めてまいります。

歳出につきましては、予算現額4億8,205万円に対し、決算額は4億7,242万7,000円となり、執行率は98.0%で、不用額は962万3,000円であります。

以上により、実施収支は158万円となります。

以上、各会計について決算の概要を御説明申し上げましたが、平成30年度普通会計の歳出決算規模は平成30年7月豪雨災害対応経費の増加などにより、前年度と比較して15.7%の増加となりました。

収支の状況につきましては、実質収支は昨年度に引き続き黒字となったものの、実質単年度収支は財政調整基金の取り崩しを行ったことなどにより、赤字となりました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律で算定及び公表が義務づけられた健全化判断比率など、各種財政指標は引き続き良好な値を示しておりますが、経常収支比率につきましては前年度と比較して0.6ポイント増加し、100.4%であり、比率は高い

水準となっております。

このような厳しい財政状況におきましても、監査委員の審査意見に配慮しつつ、計画的で効率的な財政運営を推進し、引き続き、持続可能な財政基盤の確立に向けた取組を進めてまいります。

次に、議案書の45ページ、議案説明書の22ページをお開きください。

議案第55号平成30年度竹原市水道事業決算認定について御説明申し上げます。

この決算の内容につきましては、去る7月31日、監査委員の審査が終了いたしましたので、ここに監査委員の審査意見書及び各種参考資料を添えて、地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定を求めるものであります。

決算の概要であります。まず収益的収入及び支出について申し上げますと、消費税計算に伴う税込額で収入総額9億4,158万4,000円に対し、支出総額7億9,023万9,000円で、差し引き1億5,134万5,000円の当年度利益を算出いたしておりますが、税抜額で申しますと、収入総額8億7,557万7,000円に対し、支出総額7億3,857万8,000円で、差し引き1億3,699万9,000円の当年度純利益を算出いたしております。

その内訳といたしましては、まず収益であります。平成30年7月豪雨災害の際に発生した断水の影響等で有収水量が前年度と比較し、42万5,900立方メートル減少したことにより、給水収益が前年度に比較して税抜額で9,181万7,000円の減少となっております。

次に、支出につきましては、前年度に比較して費用が増加したものは税抜額で委託料1,678万円、資産減耗費358万7,000円、職員給与費341万9,000円、修繕費325万8,000円などであり、一方、前年度に比較して費用が減少したものは、税抜額で企業債利息419万4,000円、受水費373万7,000円などとなり、前年度と比較し、2,291万4,000円の費用増となっております。

なお、災害時の給水活動等に要した経費997万5,000円につきましては特別損失に計上しております。

1立方メートル当たりの給水原価につきましては、150円40銭で、前年度と比較して17円35銭の増加となっております。

次に、資本的収入及び支出について申し上げますと、税込額で収入総額2,659万7,000円に対し、支出総額2億7,736万円で、差し引き2億5,076万3,0

〇〇円の不足を生じておりますが、この補填財源といたしましては当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,410万6,000円、過年度分損益勘定留保資金213万円、当年度分損益勘定留保資金1億7,452万7,000円、減債積立金6,000万円で補填経理をいたしました。

資本的支出の主な事業内容を申し上げますと、市道毛木沖線配水管布設替工事、市道扇町11号線ほか、3路線配水管布設及び布設替工事、受矢中継ポンプ所等設備改修工事、水道施設災害復旧に係る緊急対応工事、成井浄水場急速ろ過緊急修繕工事など、税抜額で総額1億6,069万7,000円の工事を施工し、市内全般に当たる円滑な給水体制の確保、並びに災害復旧に努めてまいりました。

その他、量水器新設費299万5,000円、企業債償還金8,393万3,000円、固定資産購入費244万5,000円をそれぞれ支出経理いたしました。

次に、資本的収入につきましては、消火栓設置費負担金513万6,000円、竹原工業・流通団地送水設備工事費負担金1,310万円、国発注の国道185号竹原電線共同溝工事伴う配水管移設工事負担金264万4,000円、水道施設災害復旧費国庫補助金571万6,000円をそれぞれ収入経理しております。

以上、収益的収支及び資本的収支の概要を御説明いたしました。

次に、財政状態につきましては、貸借対照表の内容を申し上げますと、負債合計11億7,753万6,000円、資本合計38億9,527万3,000円、合わせて負債資本合計50億7,280万9,000円となっております。

次に、監査委員から御指摘、要望のありました事項につきましては、これに配慮しつつ、公営企業の基本原則であります経済性を常に発揮するよう取組を進めてまいります。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（大川弘雄君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第54号平成30年度竹原市歳入歳出決算認定について及び議案第55号平成30年度竹原市水道事業決算認定についての2件につきましては、議案の質疑を省略し、申し合わせにより、12名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託していきたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第54号平成30年度竹原市

歳入歳出決算認定について及び議案第55号平成30年度竹原市水道事業決算認定についての2件は、12名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、竹原市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、1番下垣内和春議員、2番今田佳男議員、3番竹橋和彦議員、4番山元経穂議員、5番高重洋介議員、6番堀越賢二議員、7番川本円議員、10番道法知江議員、11番宮原忠行議員、12番吉田基議員、13番宇野武則議員、14番松本進議員、以上12名を指名いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました12名を決算特別委員会委員に選任することに決しました。委員の皆様は、よろしく願いいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

会期予定表のとおり、9月11日は決算特別委員会を、12日、13日は各常任委員会の審査をお願いし、9月17日は本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午前11時58分 散会